

英国現代奴隷法に関する声明（2020年度）

1. UACJグループの事業概要

UACJグループは、アルミニウム板製造メーカーであるUACJを中心に、アルミニウムを原料とした様々な製品をグローバルに展開しています。当社グループは、70社で構成され、総従業員数は約10,000名です（2021年3月31日現在）。

UACJグループの事業については、下記をご参照ください。

<https://www.UACJ.co.jp/company/profile/index.htm>

UACJグループの企業理念及び行動指針は、下記をご参照ください。

<https://www.UACJ.co.jp/company/management/policy.htm>（企業理念）

<https://www.UACJ.co.jp/company/management/UACJway.htm>（行動指針：UACJウェイ）

2. 強制労働及び人身取引防止に関する方針

UACJグループは、企業理念を実現するために、UACJグループの役員及び従業員が遵守すべき事項を定めた「UACJグループ行動規範」を制定し、UACJグループが事業を展開する各国の言語で発行しています。

「UACJグループ行動規範」では、国際人権章典等の人権に関する国際的な規範や各国・地域の法令を遵守し、事業活動全体において人権尊重に努め、強制労働、人身取引、児童労働等を一切認めないことを規定しています。

3. 強制労働及び人身取引防止に関する取り組み

(1) グループ全体における行動規範教育の実施

UACJグループでは、経営統合の翌年の2014年以来、毎年10月～12月にかけて、グループ各社の役員及び従業員を対象に、「UACJグループ行動規範」に基づく教育を実施しています。「UACJグループ行動規範」の教育においては、コンプライアンスを始め、差別の禁止、多様性の尊重、児童労働・強制労働の禁止など人権尊重に関する教育を行っています。また、グループ各社の社長は、UACJの社長に対し、自ら率先垂範して行動規範を遵守すると共に、自社の従業員に遵守を徹底させることを誓約する「行動規範遵守誓約書」を提出しています。

(2) サプライヤーに対する「CSR調達ガイドライン」遵守の要請

UACJグループでは、サプライヤーに対して「CSR調達ガイドライン」を提示し、コンプライアンスを始め、人権尊重への取り組みを要請しています。さらに、UACJでは、2020年4月から個別契約書（注文書）に「『CSR調達ガイドライン』への遵守協力をお願い」を明記し、契約の都度サプライヤーにガイドラインの遵守をお願いしています。2020年度末現在、日本国内の取引では、原料関係の取引先については100%、資材関係の取引先については約85%に協力を要請しています。

(3) 人権リスクの早期発見：内部通報制度の拡充

UACJグループでは、日本国内のグループ各社に内部通報窓口を設置し、ハラスメントを始めとする人権問題やコンプライアンス問題の早期発見、是正に努めています。さらに、2019年には、グループ各社の役員及び従業員を対象とする共通の内部通報窓口をUACJ本社に設置しました。共通窓口は、日本のグループ各社に対しては、メールや文書による通報のほか、完全匿名で通報ができるクラウド型の通報システムを導入するなど、通報者の利便性の向上や保護の強化を図っています。また、日本国外のグループ会社に対しては、内部通報窓口のWEBサイトを開設し、通報者及び内部通報事務局が、それぞれの母国語で内部通報のやり取りを行い、コンプライアンス問題に適切に対応できる体制を整備しました。

なお、当社グループにおいては、2020年度は英国現代奴隷法に違反する強制労働、人身取引、児童労働等に関する内部通報及び相談はありませんでした。

(4) 強制労働等不適切な労働の根絶：労働時間・労働条件の調査

UACJ及び日本国内のグループ各社では、2018年度から労働時間管理に関する年次調査・年次教育を実施しています。年次調査においては、必要に応じて従業員にヒアリングを実施する等して、労働時間管理の運用状況について確認しています。2020年度においては、労働時間管理について重大な違反はありませんでした。また、NGO等から日本の技能実習生制度は奴隷労働の温床となりうるとの指摘があることを受け、UACJで働く技能実習生の労働条件に関する調査を実施し、雇用条件書の締結（日本語と現地語併記）、正当な報酬の支払い、時間外労働時間の法令遵守等、適切に対応していることを確認しました。

4. 今後の取り組み

(1) サプライヤーに対する「CSR調達ガイドライン」への協力要請の拡大

サプライチェーンにおける強制労働や人身取引を防止するため、引き続きサプライヤーに対し、「CSR調達ガイドライン」への協力を要請していきます。

(2) 人権に関する教育の拡充

行動規範教育の継続のほか、各階層の研修における人権に関する教育内容を拡充していきます。

本声明は、2021年10月6日に開催された株式会社UACJのCSR委員会において承認されました。

2021年10月28日



株式会社UACJ

代表取締役社長兼社長執行役員